

埼玉県薬物乱用防止指導員連合協議会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、覚醒剤等薬物乱用防止のため埼玉県薬物乱用防止指導員連合協議会

(以下「連合協議会」という。)に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続き等に関する規則(昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2条 補助の対象となる事業は、連合協議会及び埼玉県保健所管内薬物乱用防止指導員協議会が行う覚醒剤等薬物乱用防止啓発に関する事業とし、経費は、当該事業に要する経費とする。

(補助額)

第3条 前条の経費に対する補助額は、各年度において、知事の定める額とする。

(申請書の様式等)

第4条 規則第4条第1項に定める申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第1項の申請書の提出期限は、各年度5月末日とし、その提出部数は1部とする。

(記載事項等)

第5条 規則第4条第1項第2号及び第3号に掲げる事項については、記載することを要しないものとし、同項第5号に規定する知事の定める事項は、補助対象経費の支出予定額とする。

2 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しないものとし、同項第5号に規定する知事の定める書類は次のとおりとする。

(1) 補助事業の事業計画書 (様式第2号)

(2) 補助事業に係る収支予算(見込)書 (様式第3号)

(交付決定通知書)

第6条 規則第7条の補助金交付決定通知書の様式は、様式第4号のとおりとする。

(状況報告)

第7条 連合協議会は、知事の要求があったときには、補助事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で報告しなければならない。

(報告書の様式)

第8条 規則第13条の報告書の様式は、様式第5号のとおりとする。

(添付書類)

第9条 規則第13条の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 薬物乱用防止啓発事業実績報告書 (様式第6号)
- (2) 補助事業に係る収支決算(見込)書 (様式第7号)

(報告書の提出期限)

第10条 規則第13条の報告書の提出期限は、補助事業の完了(補助事業の廃止、事業年度完了の場合を含む。)後、すみやかに提出することとし、提出期限は、各年度3月31日までとする。

(補助金の交付)

第11条 この補助金は、概算払いをすることができる。

(確定通知の様式)

第12条 規則第14条の確定通知の様式は、様式第8号のとおりとする。

(書類の整備等)

第13条 連合協議会は、補助事業に係る収入及び収支等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。
2 前項に規定する帳簿及び証拠書類等は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(書類の提出)

第14条 補助金交付申請書及び実績報告書は、知事に提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年5月7日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

様式第 1 号

年度 埼玉県薬物乱用防止
指導員連合協議会補助金交付申請書

第 号
年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

申請者住所
名称

下記により埼玉県薬物乱用防止指導員連合協議会補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続きに関する規則第 4 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 申請額 金 円
- 2 補助対象経費の支出予定額 金 円
- 3 補助の実施期間 年 月 日から
年 月 日までの 年間
- 4 添付書類
 - (1) 補助事業に係る事業計画書 (様式第 2 号)
 - (2) 補助事業に係る収支予算 (見込) 書 (様式第 3 号)

様式第2号

事業計画書

事業名	内容

年度 収支予算書

収 入

(単位：千円)

科 目	予 算 額	説 明

支 出

(単位：千円)

科 目	予 算 額	説 明

年度埼玉県薬物乱用防止
指導員連合協議会補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

埼玉県薬物乱用防止指導員連合協議会会長 様

埼玉県知事 印

年 月 日付け 第 号で申請の埼玉県薬物乱用防止指導員連
合協議会補助金については、下記のとおり交付する。

記

- 1 交 付 額 金 円
2 支 払 方 法
3 条 件

- (1) 補助事業を中止又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
(2) 補助金の交付を受けた後、次の各号に該当したときは、県は補助金の一部又は全部を返還させることができる。
ア 補助事業を年度内において廃止したとき。
イ 補助金を目的外に使用したとき。
ウ 補助金の交付申請書及び事業実績報告書に虚偽の記載があったとき。
(3) この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における申請の取り下げをすることができる期間は、交付決定通知書を受領した日から20日以内とする。

様式第 5 号

埼玉県薬物乱用防止指導員
連合協議会補助金実績報告書

第 号
年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

住所
名称

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた覚
醒剤等薬物乱用防止啓発に関する事業が完了したので、補助金等の交付手続きに関する
規則第 13 条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の交付決定額 金 円
- 2 添付書類
 - (1) 薬物乱用防止啓発事業実績報告書 (様式第 6 号)
 - (2) 補助事業に係る収支決算 (見込) 書 (抄本) (様式第 7 号)

薬物乱用防止啓発事業実績報告書

事業名	内容

年度 収支決算書

収 入

(単位：千円)

科 目	決 算 額	説 明

支 出

(単位：千円)

科 目	決 算 額	説 明

上記 年度収支決算書は、原本と相違ないことを証明する。

年 月 日

埼玉県薬物乱用防止指導員連合協議会長
会 長

様式第8号

埼玉県薬物乱用防止指導員
連合協議会補助金確定通知書

第 号
年 月 日

埼玉県薬物乱用防止指導員連合協議会会長 様

埼玉県知事 印

年 月 日付け 第 号で交付決定した埼玉県薬物乱用防止指導員連合協議会補助金については、年 月 日付け 第 号事業実績報告に基づき、交付額を下記のとおり確定する。

記

交 付 額 金 円